

第59回 記者懇談会実施概要

1 日 時 2009年5月27日(水) 15時～17時

2 場 所 100周年記念会館 第2会議室

3 内 容

(1) 研究発表・質疑応答 (15:00～16:00)

・越山 和広 大学院法務研究科教授

発表テーマ「規制改革と司法競売(抵当権の実行)について」

・宅間 正則 システム理工学部教授

発表テーマ「現代技術は、機器・構造物の破損・破壊損事故を未然に防止することはできないのか?—非破壊検査法による構造部材の特性評価と損傷評価の技術開発—」

(2) 学内状況説明・情報交換 (16:00～17:00)

① 新型インフルエンザ流行に伴う本学の取り組みについて [資料1](#)

② 名誉博士号の贈呈について [資料2](#)

③ 氷の甲子園の開催について [資料3](#)

④ 総合関関戦の開催について [資料4](#)

⑤ 関大生の活躍について [資料5](#)

4 大学側出席者

河田悌一学長、芝井敬司副学長、安部誠治副学長、良永康平学長補佐、
越山和広大学院法務研究科教授、宅間正則システム理工学部教授、
陶徳民文学部教授、澤田亜紀(文学部3年次生、アイススケート部)
川原哲夫学長室次長(学長担当)、横山博行広報室次長、木田勝也広報課長 他

5 参考資料

(1) ニューズレター「R e e d」(No. 17)

(2) 教育開発支援センター設立記念フォーラム チラシ

(3) 関西大学技術交流セミナー チラシ

(4) 経済・政治研究所 平成21年度第1回公開セミナー

(5) 経済・政治研究所 第187回公開講座

(6) 経済・政治研究所 第181回産業セミナー

(7) 関西大学3研究所(東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所)合同シンポジウム

以 上

規制改革と司法競売（抵当権の実行）について

大学院法務研究科（法科大学院）教授 越山和広

概要

金融機関から金銭を借り入れる場合、借入れをした債務者所有の不動産に抵当権が設定される。債務者が約束どおりに支払いを行わない場合、債権者は、この抵当権を実行して債権を回収できる仕組みである。では、抵当権はどのようにして実行されるのだろうか。1つは司法の力を借りない方法である（任意売却）。これは、債権者・債務者・不動産の買受希望者が合意をして代金を債権者に支払い、それを弁済に充てた上で抵当権の登記を抹消するという方法である。この方法にはコストが少なくすむという大きなメリットがある。しかし、債務者が協力しない場合（行方不明の場合も含む）には役立たない。また、後順位の抵当権者がいると、彼らが本来は得られないはずの取り分を強硬に主張して任意売却に反対したり、せめて抵当権登記を抹消する対価（いわゆるハンコ代）は払ってほしいなどと主張したりして、任意売却の成立が妨げられることが多い。そこで第2の手段として、裁判所による当該不動産の強制的な売却（司法競売）という選択肢が意味を持つことになる。なぜならば、司法競売では、債務者の非協力や後順位担保権者の意向は一切問題とならないからである。

ところで、司法競売には、広く買受け希望者を募ることができる、裁判所が強制的に売却対象物件の情報を収集して買受希望者に開示する仕組みがある、物件上の複雑な権利関係を法律にしたがって裁判所が整理してくれるなどのメリットがある。しかし、高値で売却できない、売却まで時間がかかるなどの問題が指摘され、司法競売の根拠法である民事執行法は、昭和54年の制定以降、平成8・10・15年と見直しを受けてきた。さらに、司法競売は規制改革という新たな問題に直面した。すなわち、規制改革・民間開放推進3カ年計画（2005年3月閣議決定）では、「競売手続は、実体法上の権利の実現のための必須の執行手続の1つであり、我が国では、専ら裁判所によって実施されているが、米国では、裁判所による司法制度に加え、民間競売制度が広く定着し、司法競売に比して安価で迅速な手続きであると評価されている。したがって、我が国においても、米国その他の諸外国における民間競売制度についての調査及び我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないかについての検討に着手する。」こととされ、法務省は、同年12月に競売制度研究会を設置して、2008年3月まで民間競売導入の可能性について検討を行った。しかし、この研究会では一つの結論を取りまとめることに成功できず、法改正の方向性の取りまとめは、自由民主党の司法制度調査会におけるPT（座長：萩原誠司衆議院議員）に委ねられることになった。PTは、今年3月に「任意売却促進法案」を公表するに至り、この問題は、司法競売の民間開放ではなく、任意売却促進という方向で決着することになった。

規制改革に対する熱意は昨年から急速に失われ、この話題はもはや旬をすぎたものであろう。しかし、民間開放ということからは最も縁遠いと見られる司法の世界でも、規制改革という議論が行われたことがあるということは、興味深い話題ではないかと思われる。そこで、この機会に、なぜ抵当権の実行は国家の任務とされているのか、司法の民間開放を導入すれば国民生活は本当に幸福なものになるのか、といった点について考える機会を提供したいと考えている。

プロフィール

1963年生まれ。専攻は民事手続法。慶應義塾大学法学部法律学科卒業後、同大学院法学研究科で学ぶ。また、ドイツ連邦共和国フライブルグ大学で法学博士の学位を取得。近畿大学法学部専任講師・助教授、香川大学法学部助教授としての勤務を経て、2004年に本学に着任。現在、大学院法務研究科（法科大学院）教授。2008年度新司法試験考査委員を務めた。

現代技術は、機器・構造物の破損・破壊損事故を未然に防止することはできないのか？

－非破壊検査法による構造部材の特性評価と損傷評価の技術開発－

システム理工学部 教授 宅間 正則

【概要】

機器・構造物は、厳しい使用環境に耐えながらも、その機能を所定の使用期間中に発揮し、安全性を維持しなければならない。このようなことから、設計段階では寿命が予測され、耐用期間を予測寿命以下に制限している。しかし、『[予測の限度と評価技術の落差](#)』により、設定寿命を満たさない場合がある。これが、破損・破壊事故の原因となっている。

一方、高度経済成長期に建設された社会資本は、経年劣化による改修や更新の時期を迎えている。しかし、経済規模の拡大を期待できない状況下では、事故を起こさないという安全性の確保はもちろんのこと、寿命診断に基づく対処によって延命化を図る『[高経年化設備への技術対応](#)』が必要となる。

現代技術は、機器・構造物の破損・破壊事故を未然に防止することはできないのか？

という問いかけに対する一つの答えが、非破壊検査における検査技術の向上である。なぜなら、劣化のメカニズムと進行速度は使用材種や使用環境によって異なるために、その対処は設計段階よりも保守段階で講じられているからである。そこで、非破壊検査法で検出された信号に情報処理手法を適用した『[構造部材の特性評価と損傷評価の技術開発](#)』と『[破壊事故防止](#)』について採り挙げる。特に、機器・構造物の軽量化に使用される FRP (Fiber Reinforced Plastic) という材料に着目し、その破壊機構の解明と疲労損傷度の評価について、AE (Acoustic Emission) 法と情報処理手法 (Wavelet 変換、Fractal 次元、Neural network) を適用した事例について紹介する予定である。

【プロフィール】

1961年京都府生まれ。関西大学 システム理工学部 教授。専門は、非破壊検査、材料評価、材料設計システム。85年3月 関西大学 工学部 機械第二学科 卒業、90年3月 同大学 大学院 工学研究科 機械工学専攻 博士課程後期課程 修了、90年4月 福井大学 助手、94年4月 関西大学 専任講師、04年4月以降 教授。工学博士。最近の研究論文：Acoustic Emission Evaluation Systems of Tool Life for Shearing of Piano and Stainless Steel Wires、AE法による繊維強化金属(FRM)の破壊機構の解明と疲労損傷評価(第2報、ニューラルネットワークによる疲労損傷度の評価)、AE法によるMIM材の疲労損傷評価に関する研究(第2報、最大リアプノフ指数の移動平均による評価)、など。趣味はオートバイ。